

岩手県企業局管理規程第4号

県営工業用水道供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月27日

岩手県企業局長 佐々木 幸 弘

県営工業用水道供給規程の一部を改正する規程

県営工業用水道供給規程（昭和53年岩手県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(基本使用水量の決定)</p> <p>第7条 [略]</p> <p style="text-align: center;">(給水の原則)</p> <p>第13条 管理者は、次に掲げる場合を除くほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>第21条の規定により給水を停止したとき。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(基本料金の算定)</p> <p>第18条 [略]</p> <p><u>2 前項の場合において、給水開始期日又は第15条の規定による工業用水の使用の廃止の日が月の中途である場合にあっては、当該月の日数として前項の規定を適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(料金の納付)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 使用者は、その月の料金を、翌月20日（その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）又は土曜日に当たるときは、その日後において20日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）までに納付しなければならない。</p> <p>様式第6号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">岩手県企業局長 氏 名 印</p> <p>年 月 日付けで申請のあった給水施設等の新設（増設、改造、修繕、撤去）工事の施行については、県営工業用水道供給規程第9条第3項の規定により次の条件を付けて承認します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第7号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け岩手県企業局指令企業 第 号で承認された給水施設等の新設（増設、改造、修繕、撤去）</p>	<p style="text-align: center;">(基本使用水量等の決定)</p> <p>第7条 [略]</p> <p style="text-align: center;">(給水の原則)</p> <p>第13条 管理者は、次に掲げる場合を除くほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>第23条の規定により給水を停止したとき。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(基本料金の算定)</p> <p>第18条 [略]</p> <p><u>2 給水開始期日が月の中途である場合における当該給水開始期日が属する月に係る前項の規定の適用については、同項中「当該月の日数」とあるのは、「給水開始期日からその日の属する月の末日までの日数」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(料金の納付)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 使用者は、その月の料金を、翌月末日（その日が金融機関の休日に当たるときは、その日前の直近の金融機関の営業日）までに納付しなければならない。</p> <p>様式第6号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">岩手県企業局長 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;"><u>工 事 施 行 承 認 通 知 書</u></p> <p>年 月 日付けで申請のあった給水施設等の新設（増設、改造、修繕、撤去）工事の施行については、県営工業用水道供給規程第9条第3項の規定により次の条件を付けて承認します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第7号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日付け岩手県企業局指令企業 第 号で承認された給水施設等の新設（増設、改造、修繕、撤去）</p>

<p>工事を、次のとおり着手するので、県営工業用水道供給規程第9条第4項の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第9号（第13条関係）</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり給水の制限（停止）するので、県営工業用水道供給規程第13条第2項の規定により通知します。</p> <p>[略]</p>	<p>工事に、次のとおり着手するので、県営工業用水道供給規程第9条第4項の規定により届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第9号（第13条関係）</p> <p>[略]</p> <p>次のとおり給水を制限（停止）するので、県営工業用水道供給規程第13条第2項の規定により通知します。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の県営工業用水道供給規程第18条第2項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に県営工業用水道供給規程第6条の給水の申込みがされた工業用水に係る基本料金の月額額の算定（給水開始期日が月の中途である場合における当該給水開始期日が属する月に係るものに限る。以下同じ。）について適用し、施行日前に同条の給水の申込みがされた工業用水に係る基本料金の月額額の算定については、なお従前の例による。